

＜長期継続契約 一般委託＞

安城市青少年の家自家用電気工作物保守点検業務（請負契約）仕様書

安城市青少年の家自家用電気工作物保守点検業務に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	契約方法	請負契約（地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約である。）
2	履行期間	契約締結日の翌日から令和 8 年 9 月 3 0 日まで ただし、契約締結日の翌日から令和 5 年 9 月 3 0 日までは、準備期間とし無償とする。
3	施行場所	安城市新田町池田上 1 番地 安城市青少年の家
4	業務内容	安城市青少年の家自家用電気工作物保守点検業務 なお、点検後は別紙保守点検等結果報告書により報告する。
5	点検回数	隔月一回（年 6 回） ただし、年に一度の年次点検を実施する月は、通常点検を含むものとする。なお、5 年度分契約については年次点検を実施する。
6	需要設備	(1) 設備容量 1 2 5 K V A (2) 受電電圧 6 6 0 0 V (3) 最大電力 9 0 K W
7	特記事項	履行期間中であっても予算の減額又は削除があった場合は、協議の上、この契約を変更又は解除することができるものとする。
6	関係法規	業務の履行にあたっては、安城市契約規則及びその他関係法令を遵守すること。
7	資格要件	主任技術者の選任をしない施設であるので、保安管理業外部委託のための電気事業法施工規則第 5 2 条第 2 項の規定に基づく中部近畿産業保安監督部長の承認を得られること。
8	入札方法	総価（消費税相当額抜き）による郵便入札とする。
9	支払方法	支払いは、毎月の業務完了後月払いとする。
10	その他	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	問い合わせ	安城市生涯学習部生涯学習課青少年の家 担当 永坂 電話 0566-76-3432

＜指示又は希望事項＞

環境配慮関係	本市は、環境への負荷の少ない人と自然が共生することができる地球にやさしい環境都市の実現を図っています。受注者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。
--------	-------------------------------------------------------------------------------------------